

★ News 令和7年『基準地価』、4年連続で上昇

国土交通省は9月16日、土地取引の価格の指標となる令和7年の基準地価(都道府県地価調査・令和7年7月1日時点)を公表しました。

全国の地価は、全用途・住宅地・商業地いずれも全国平均が4年連続で上昇し、全用途の全国平均は前年比で1.5%、東京圏5.3%、大阪圏3.4%、名古屋圏2.1%、地方圏0.4%上昇となっています。名古屋圏では、住宅地・商業地ともに基準地価は上昇しましたが、上昇幅は前年より縮小しました。

全国平均の上昇率も、駅前再開発や大型物流施設、半導体工場用地など土地需要の高まり、インバウンド(訪日外国人)の増加による地域経済への影響などから、バブル経済崩壊で下落した1992年以降で最大となりましたが、海外投資家の動向や、東京23区のマンション価格の高騰と周辺地域や中古、賃貸への波及による住宅難にみられる課題も指摘されています。

＜参考＞ 地価の指標には、以下のようなものがあります。

	判定する官庁	目的・内容	公表時
路線価	国税庁	土地の相続税や贈与税の算定基準となる。(公示地価の80%程度)	7月
公示地価	国土交通省	路線価の目安・固定資産税の評価基準。土地取引価格の指標	3月
基準地価	都道府県	公示地価と情報を補完し、土地取引・地価の適正化を図る。	9月
固定資産税評価額	市町村(23区は都)	固定資産税・不動産取得税等の算出根拠(公示地価の70%程度)	3～4月

★ News 「電子取引データ保存制度」の見直しと、原則的なルール

令和7年度の税制改正で電子帳簿保存法について、①請求や決済のやり取りが電子取引データで行われ、②そのデータが変更されずに保存されるとともに、③仕訳もデータ連携により記録され、④そのデータが税務申告・納税まで連携される場合について、見直しが行われました。

■令和7年度税制改正による見直しの概要 (※令和9年1月1日以後申告期限が来る国税に適用)

請求書等の電子取引データを自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が新設され①国税庁が定める基準に適合するシステムを使用した上で、②新設する要件(1.電子取引データの改ざん防止確保 2.電子帳簿との相互関連性確保)を満たしている場合、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については重加算税を10%加重する措置の対象から除外されます。(※この措置を受けるには、予め届出が必要)

■電子取引データ保存の義務化 ←→ 電子取引データを消さず保存する。

電子帳簿保存法の「電子取引」のデータ保存については、2年間の有責措置(猶予期間)を経て令和6年1月から、取引に関して、書面でやり取りしていた場合に保存が必要な書類(注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など)に相当する電子取引データを受領又は交付した場合、次の3つのルールに沿って、電子取引データを消さずに保存することが義務付けられています。

- ① 改ざん防止のための措置をとること(事務処理規程の策定・運用・備付け等)
- ② 保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等を備え付けること
- ③ 「日付・金額・取引先」の3つの要素で検索できること

原則的な電子取引
データ保存のルール

★ News 自転車の交通違反「青切符」・来年4月～

昨年成立した改正道路交通法により、令和8年4月1日から自転車の交通違反に反則金の納付を通告する「青切符」を交付する取締りが行われます。対象は16歳以上。反則金を納付しないと刑事罰の対象になります。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 2F



税理士法人 田中・吉野会計

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259